

お知らせ Information

おもいやり駐車スペースつぎつぎ事業 妊産婦における有効期間の変更

令和8(2026)年1月1日から、妊産婦の方が利用できる期間を変更いたします。令和8年1月以降の利用証をお持ちの方を対象に、有効期間が切れる概ね1か月前から交付窓口にて申請いただくと、有効期間の延長が可能です。



- ・【現行】
（単胎）原則妊娠7カ月～産後1年の間
（多胎）原則妊娠6カ月～産後2年の間
- ・【変更後】
（単胎）原則妊娠7カ月～産後1年の間（申請により1年間延長可能で**最長2年**）
（多胎）原則妊娠6カ月～産後2年の間（申請により1年間延長可能で**最長3年**）
（いずれの場合も、出産後は、乳幼児を同伴する場合に限る。）

問合せ

保健福祉課

TEL 028-623-3047

詳しくは
こちらから

